

空家等の適正な管理の推進に
関する協定書

吉 川 市

公益社団法人吉川市
シルバー人材センター

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

吉川市（以下「甲」という。）と、公益社団法人吉川市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力をし、市内の空家等の管理の適正化を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 建築物の倒壊、建築資材の剥落若しくは飛散又は敷地内に存する樹木の倒木により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 容易に不特定の者が侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態
 - ウ 敷地内に存する樹木若しくは雑草の繁茂、資材等の散乱等により、周辺的生活環境の保全に支障を及ぼす状態
- (3) 所有者等 所有者、占有者、管財人その他の空家等の管理について権原を有する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、市内の空家等の所有者等から管理について業務の相談を受けた場合及び1か月以上居住その他の使用がなされていない市内の建物又はこれに付属する工作物について所有者等と対話をする機会を得た場合は、乙が空家等について以下に掲げる業務（以下「管理業務」という）を行っていることを知らせるものとする。

- (1) 目視による異常の有無の確認
- (2) 除草

- (3) 樹木の伐採及び枝おろし
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、所有者等との契約により定める事項
- 2 甲は、前項の規定により乙の管理業務を知らせた場合において所有者等の了承が得られたときは、所有者等に係る次に掲げる事項を乙に書面により通知するものとする。この場合において、甲は、乙と所有者等の管理業務に係る契約の成否について乙から報告を受ける旨を所有者等に説明をしておかなければならない。
- (1) 氏名及び住所
 - (2) 空家等又は1か月以上居住その他の使用がなされていない市内の建物も若しくはこれに付属する工作物の所在地及び状態
 - (3) 希望する管理業務
- 3 甲は、広報、市ホームページその他の方法により、乙が行う管理業務の周知に努めるものとする。

(乙が行う業務)

- 第4条 乙は、前条第2項の規定による通知を受けた場合は、甲に対し次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を書面により報告するものとする。
- (1) 通知を受けた日から2か月を経過しても所有者等から連絡がなかった場合 その旨
 - (2) 管理業務について所有者等との契約に至った場合 契約の成立年月日及び管理業務の内容
 - (3) 管理業務について所有者等との契約に至らなかった場合 契約に至らなかった要因及び今後の空家等又は1か月以上居住その他の使用がなされていない建物若しくはこれに付属する工作物の取扱い

(有効期間)

- 第5条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印

の上、各1通を保有する。

平成29年8月28日

埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1

甲 吉川市
市長

中原 進



埼玉県吉川市きよみ野二丁目22番地2

乙 公益社団法人吉川市シルバー人材センター
理事長

加崎 勇

